

公益財団法人一正やまびこ財団 奨学生募集要項

1. 目的

新潟県内の大学院・大学等に通う学生及び生徒に対する奨学金支給等を通じて、次代を担う創造的で豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的としています。

2. 特徴

- (1) 奨学金に返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学金概要

- (1) 給付金額：月額 3 万円（年額 36 万円）
- (2) 給付期間：2026 年 4 月より卒業年度末まで（正規の最短修業期間までとする）
- (3) 給付人数：10 名程度（2026 年度は大学 2 年生のみを募集）
- (4) 給付方法：年額を年 1 回給付（7 月を予定）

4. 他の奨学金との併用

他の奨学金（給付型・貸与型）との併用は可能です。

5. 応募資格

以下のいずれの項にも該当する者

- (1) 新潟県内の大学（4 年制）に在学する者（通信教育課程・夜間学部生除く）
- (2) 2026 年 4 月 1 日現在、大学（4 年制）2 年に在学する者
- (3) 前年度の成績（GPA）が概ね 2.50 以上の者
- (4) 経済的な支援を必要とする者

6. 提出書類

- (1) 奨学生願書及び課題作文（所定様式による）
- (2) 在籍大学の学生証（写真付）
※学生証に写真がない場合は、公的機関発行の写真付証書（運転免許証、パスポート等）
- (3) 在籍大学の在学証明書
- (4) 所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明等
※原則として父母両方の証明書を提出。ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書の提出を求めることがあります。
※市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの
※令和 7 年度（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の所得に基づくもの
- (5) 前年度の学業成績証明書（GPA の記載があるもの）
※在籍学校が GPA を証明書に記載していない場合は、「14.GPA の算出について」をもとに、成績証明書の余白に応募者が GPA を計算し記載すること

(6) 推薦書 (任意)

※学校長、学長、研究科・専攻長、指導教官、指導教員等が記載したもの
※様式自由

7. ご提出先

(1) 電子メールの場合:

yamabiko-foundation@ichimasa.co.jp
公益財団法人一正やまびこ財団 事務局 宛

* 提出書類をすべて PDF データで添付のうえ、ご提出ください。

(2) 郵送の場合:

〒950-8735
新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
公益財団法人一正やまびこ財団 事務局 宛

* 持参でのご提出はご遠慮ください。

* お送りいただいた書類は返却いたしません。

* 書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。

8. 選考スケジュール

(1) 募集期間: 2026 年 4 月 1 日～2026 年 5 月 15 日 (提出書類必着)

(2) 選考期間: 2026 年 5 月 16 日～2026 年 6 月 15 日

* 応募いただいた書類をもって、当財団の奨学生選考委員会の選考により総合的に勘案し奨学生を決定します。

(3) 選考結果通知: 2026 年 6 月下旬

* 本人にメールで通知します。

9. 採用者の手続き

(1) 振込先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報 (本人名義に限る) を所定の方法により指定する期日までにお届けください。

(2) 確認書 (誓約事項及び同意事項)

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てにお送りください。

10. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団からのレター (年 1 回)、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

① 休学するとき

② 復学するとき

③ 停学処分を受けたとき

④ 学籍を失ったとき

⑤ 最短修業期間で卒業できる見込みがなくなったとき

- ⑥ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき
- ⑦ 他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑨ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

11. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 「10. 奨学生の義務（1）」に記載の提出義務を適切に果たさなかったとき

12. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ④ 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
- ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑥ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑦ 正当な理由なく、「10. 奨学生の義務（1）」に記載の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑧ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑨ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

13. 個人情報の取扱いについて

- (1) 提供された個人情報は、「個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に従い適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

公益財団法人一正やまびこ財団 事務局
yamabiko-foundation@ichimasa.co.jp

14. GPA の算出について

- (1) 在学期が 5 段階評価か、4 段階評価かに応じて、表 1 の対応関係をもとに自身の在学期の評価を GP に換算し (2) の通り GPA を算出すること
- (2) GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \{ (4 \times \text{GP4 相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3 相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2 相当の単位数}) + (1 \times \text{GP1 相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0 相当の単位数}) \} / \text{総単位数 (全科目の単位の合計)}$$
- (3) 合否判定のみの科目は算定から除外すること。

表 1：評価と GP の対応関係

* 5 段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F
	A+	A	B	C	F
	秀	優	良	可	不可
点数 (点)	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP (ポイント)	4	3	2	1	0

* 4 段階評価の場合

評価の例	A	B	C	—	F
	A	B	C	—	F
	優	良	可	—	不可
点数 (点)	100-80	79-70	69-60	—	59-0
GP (ポイント)	4	3	2	—	0

以上